○経済産業省告示第八十二号

火薬類取 締 法 施行 規則第十九条第 項の表に規定するその他煙火を定める告示を次のように定める。

令和三年四月五日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬 類 取 締 法 施 行 規 則第十九条第 項の・ 表に規定するその 他 煙火を定め る 告示

火 八薬類取り 締 法施行規則 (昭和二十五年通商 産業省令第八十八号) 第十九条第一 項の表に規定するその 他煙

火であって経済産業大臣が定めるものとは、 火薬類取締法施行規則第一 条の五第一 号イ(1)又はホ(1)若し くは

(2)に該当するがん具として用いられる煙火の 半製品であって、 火薬又は 爆薬が塡薬された筒 (外箱、 台座そ

の他これに類するものを取 り付い け る工程のみを経て、 がん具として用いられる煙火になるものに限る。) と

する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。